

議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

令和4年1月31日（月）

杉 並 区 議 会

目 次

議会運営委員会理事会の会議記録について	3
令和4年度当初予算について	3
令和4年度議会費予算について	8
定例会の提案事項について	9
予算特別委員会について	
(1) 正副委員長の選出について	10
(2) 会派別質疑持ち時間表（案）について	10
(3) 委員の席次について	11
(4) 資料請求について	11
定例会の日程について	12
本会議の会議録署名議員について	12
本会議の説明員について	13
一般質問について	13
発言通告について	13
区議会だよりの発行協力依頼について	14
会議規則、委員会条例及びオンライン会議実施要綱の改正について	14

議会運営委員会理事会記録

日 時	令和4年1月31日（月）		午前9時58分～午前10時46分	
場 所	第3・4委員会室			
出席理事 （8名）	理事 大 泉 やすまさ	理事代理 浅 井 くにお	理事 島 田 敏 光	理事代理 金 子 けんたろう
	理事 奥 山 たえこ	理 事 太 田 哲 二	理事 新 城 せつこ	理 事 岩 田 いくま
欠席理事	理 事 井 口 かづ子	理 事 山 田 耕 平		
理事以外の 出席議員	議 長 大和田 伸	副 議 長 山 本 ひろ子		
出席理事者	副 区 長 宇賀神 雅 彦	副 区 長 吉 田 順 之	政策経営部長 関 谷 隆	総 務 部 長 白 垣 学
	財 政 課 長 中 辻 司	総 務 課 長 寺 井 茂 樹		
事務局職員	事 務 局 長 渡 辺 幸 一	事 務 局 次 長 内 藤 友 行	庶 務 係 長 久保井 悦 代	調 査 長 武 士 清 亮
	法 担 当 係 長 尾 上 健	議 事 係 長 蓑 輪 悦 男	担 当 書 記 出 口 克 己	

(午前 9時58分 開会)

大泉理事 これより議会運営委員会理事会を開会いたします。

なお、井口理事が欠席しておりますので、代理で浅井議員が出席しております。また、山田理事が欠席のため、代理で金子議員に出席いただいております。

《議会運営委員会理事会の会議記録について》

大泉理事 初めに、議会運営委員会理事会の会議記録ですが、1月14日、1月19日の2回分について事前に各理事にお送りしておりますが、この内容で御承認いただけますでしょうか。——それでは、御承認いただきましたので、本日から公開の扱いといたします。

《令和4年度当初予算について》

大泉理事 それでは、令和4年度当初予算について理事者から説明がありますので、よろしく願いいたします。

副区長（宇賀神） 本日は、令和4年第1回区議会定例会に御提案申し上げる案件のうち、令和4年度各会計当初予算の概要につきまして御説明に上がりました。内容につきましては、政策経営部長より説明いたします。

なお、当初予算以外の案件につきましては、議会運営委員会で御説明申し上げる予定でございますので、どうぞよろしく願いいたします。

政策経営部長 それでは、令和4年度各会計当初予算につきまして、お手元の資料に基づき御説明申し上げます。

初めに、区政経営計画書の3ページを御覧いただきたいと思います。

令和4年度は、基本構想の将来像である「みどり豊かな 住まいのみやこ」の実現に向けてスタートを切る年度であることから、予算のネーミングでございますが、「新ビジョンスタート予算～希望に満ちた杉並の100年へ～」と命名し、予算編成を行ったところでございます。

予算編成に当たりましては、基本構想の実現の道筋となる総合計画に掲げる目標を達成するため、実行計画に掲げる各事業がしっかりとスタートできるよう確実に予算に計上したほか、コロナ対策をはじめとした足元の区民の安全・安心を守るための事業に必要な予算や、新たな時代に向けた区政運営に必要な予算を計上してございます。また、社会経済環境の変化や区民生活を取り巻く喫緊の課題に対応することができるよう、財政の健全性の確保に努めたところでございます。

続きまして、一旦区政経営計画書は置いていただきまして、資料「令和4年度杉並区

各会計当初予算」を御覧ください。

先ほど申し上げました考え方に基づき予算編成を行い、一般会計の予算規模は2,025億9,900万円で、前年度比35億7,400万円、1.8%の増となっております。

歳入の主な増減内容でございますが、まず増につきましては、①、特別区税につきまして、納税義務者の減はあるものの、区民所得の増に伴う特別区民税の増などにより増収を見込んだほか、9番目でございますが、特別区財政交付金は、不合理な税制改正による法人住民税の国税化の影響はあるものの、コロナ禍の影響により相当程度の減収を見込んでいた令和3年度当初予算からの反動増の影響などにより、増収を見込んでございます。また、13番、国庫支出金は、社会資本整備総合交付金などの減はあるものの、民営化保育園費負担金や障害者自立支援給付費負担金などの増により増収を見込んでございます。

減につきましては、⑭、都支出金は、生産緑地の買取り事業に対する補助金の減などにより、⑮、財産収入は、特別養護老人ホームフェニックス杉並に係る区有地定期借地に伴う財産収入の皆減などにより、⑰番、繰入金は、財政調整基金繰入金の皆減などにより、それぞれ減となっております。

なお、⑳、特別区債は34億5,730万円の新規発行を予定してございます。

次に、歳出の主な増減の内容でございますが、まず増につきましては、④、保健福祉費は、コロナワクチン接種経費の皆増及び保育関連経費の増などにより、また⑦、教育費は、令和3年度、4年度の2か年度で実施いたします社会教育センターの改修工事の出来高の増などにより、それぞれ増となっております。

減につきましては、③、生活経済費は、阿佐谷地域区民センターの移転整備工事が竣工したことなどにより、⑤、都市整備費は松庵梅林公園用地取得費の皆減などにより、⑨、公債費は満期一括償還の減により、それぞれ減となっております。

次に、繰越明許費でございますが、令和5年度執行予定の区議会議員選挙について、令和4年度より準備に着手する必要があるとあり、一部経費について執行が令和5年度にまたがる可能性があることから、1事業1億4,200万円を設定するものでございます。

次に、債務負担行為でございますが、施設整備など事業が複数年度にわたるものとして、24事項40億6,200万円を設定するものでございます。

次に、地方債でございますが、社会教育センターの改修や富士見丘小中学校の改築及び杉並第二小学校の改築などの財源として、11事業34億5,730万円を設定するものでございます。

資料裏面、2ページを御覧ください。基本構想に掲げる8つの分野ごとの重点事業と

「杉並の新たな時代を築く」「コロナを克服するために」という視点に沿って、令和4年度に重点的に取り組む事業の概要について御説明を申し上げます。

1つ目の防災・防犯分野でございますが、防災の取組については、首都直下地震等に備えるため、引き続き特定緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化や木造住宅密集地域等の建築物の不燃化の促進、さらには狭隘道路の拡幅整備に重点的に取り組みます。

防犯の取組といたしましては、犯罪発生を抑止効果が高いと想定される場所や新たに区立公園に防犯カメラを設置すること等により、犯罪が起こりにくいまちづくりを進めます。

次に、2つ目のまちづくり・地域産業分野でございます。

まちづくりの取組では、浜田山駅について、区民の安全性及び利便性の向上を図るため、駅南口の開設に着手することとし、地下連絡通路の設計を進めるほか、久我山駅のホームドア設置を支援します。

また、杉並区地域公共交通計画を策定し、誰もが快適に移動できる地域社会の実現に向けて、従来の交通手段やサービスに自動運転やAIなどを掛け合わせた次世代の交通サービスであるMa a S等の新技術を活用したサービスの導入について調査研究を行うとともに、シェアサイクルや電動車を活用した小型の移動サービスであるグリーンスローモビリティの導入に向けた実証実験を行います。

地域産業の取組では、助成制度の創設等により創業支援を拡充するとともに、商店街の活性化に向けて、阿佐谷パールセンターのアーケード改修助成や浜田山及び八幡山商店街のカラー舗装の助成を行い、支援してまいります。また、開園から2か年を迎える農福連携農園（すぎのこ農園）にシンボルツリーを植樹するなどの対応を図り、区民に親しまれる都市農地の振興と保全に注力いたします。

次に、3つ目の環境・みどり分野でございますが、環境の取組では、創エネルギー、省エネルギーの推進として、太陽光発電機器の設置など再生可能エネルギーの導入助成を拡充するほか、家庭における電気やガスの使用量削減の取組を支援するすぎなみエコチャレンジ事業や遊休区有地を活用した再生可能エネルギー発電事業の調査研究を開始します。

また、交流自治体と連携したカーボンオフセット事業の検討を進めるほか、区役所本庁舎で使用する電力について、再生可能エネルギーへの切替えも行ってまいります。

みどりの取組では、仮称荻外荘公園につきまして、今年度中に実施設計を完了させ、令和4年度からは復原整備工事に着手いたします。また、地域の核となる公園の整備としては、馬橋公園について、令和5年度に予定している拡張整備に先立ち、既開園区域

内の施設の改修工事を行うほか、整備を進めてまいりました松庵2丁目の松庵梅林公園について、この4月に開園いたします。

次に、4つ目の健康・医療分野でございますが、医療・介護関係者が在宅療養者の情報を共有し、連携して区民の在宅療養生活を支えるため、ICTを活用した多職種連携ネットワークの運営を支援します。

また、がん検診について、引き続き精度の高い検診体制を整えるほか、胃の内視鏡検査については実施医療機関を拡充してまいります。

次に、5つ目の福祉・地域共生分野でございますが、高齢となった障害者が個々の適性や状況に合わせて介護保険サービスが受けられるようにするなどの共生型サービスの推進に向け、区民や事業者等への周知啓発を図る取組を新たに開始します。

また、杉並どうぶつ相談員等と協力した動物愛護及び動物飼養ルールの普及啓発、災害時動物救護対策の充実や都と連携した都立和田堀公園内へのドッグランの整備を進めるほか、高齢者が孤立することなく住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、ICTを活用した高齢者の見守りやフレイル・介護予防に向けた取組を進めるため、民間事業者との協働による実証実験を行います。

次に、6つ目の子ども分野でございますが、令和8年度の区立児童相談所の開設に向けて施設の設計を進めるとともに、人材の確保・育成を計画的に行います。保育施策については、待機児童ゼロの継続は当然のことで、希望する全ての子供が入所できるよう、引き続き認可保育所の整備を進めるとともに、保育施設に対する巡回指導、巡回訪問の実施等を通じて、さらなる保育の質の向上を図ります。

また、家事、育児の支援を行うヘルパー事業の利用可能曜日拡大などにより、産前産後支援の充実を図ってまいります。

学童クラブについては、計画的に整備を進め、待機児童対策と安全・安心な育成環境の確保に取り組んでまいります。早期の待機児童解消に向け、初の試みとして、宮前北学童クラブは、小学校に隣接する中学校施設を活用して整備を行います。

また、新たな取組として、医療的ケア児等が身近な地域で切れ目なく支援を受けられる体制を整備するため、各分野の関係機関及び当事者団体等から成る新たな協議の場を設け、総合的な支援体制の構築を目指します。

次に、7つ目の学び分野でございますが、児童生徒1人1台専用タブレット端末と学習支援ソフトやデジタル教材を効果的に活用し、一人一人に応じた学びを推進するとともに、学校運営協議会と学校支援本部との連携強化などにより、地域とともにある学校づくりの充実を図ってまいります。

学校施設の整備改修につきましては、富士見丘小学校と富士見丘中学校の一体的整備、杉並第二小学校の建設工事、中瀬中学校の実施設計、神明中学校の基本設計、西宮中学校の改築に向けた検討をそれぞれ進めるほか、天沼小学校の増築工事、高井戸小学校の増築に向けた設計、さらには久我山小学校の長寿命化改修を行います。

また、学校施設を地域の公共財として一層活用し、地域スポーツ等への利用の幅を広げるため、モデル事業を実施し、学校における体育施設の有効活用に向けた取組を進めてまいります。

次に、8つ目の文化・スポーツ分野でございますが、文化の取組については、区制施行90周年記念特別展として、「杉並激動の昭和戦前史」をテーマに、「2・26事件と渡邊錠太郎」「荻外荘と近衛文麿」「愛新覚羅溥傑と嵯峨浩」をそれぞれ行うほか、荻外荘の公開に向け、陽明文庫の協力を得て、展示資料に関連する共同調査を実施いたします。

スポーツの取組につきましては、より多くの障害者が身近な場所で気軽にスポーツ・運動に親しめるよう、サウンドテーブルテニスやボッチャ、体操などの複数種目から選択したプログラムを行うユニバーサルタイムを荻窪体育館において新たに実施いたします。

資料3ページを御覧ください。

杉並の新たな時代を築くための取組でございます。まず、本年10月1日の区制施行90周年を迎えるに際し、その先の100周年を見据え、区のこれまでの歩みを次世代に継承し、区民の愛郷心を醸成することを目的として記念事業を実施いたします。

また、都区制度改革の課題解決など自治の在り方の調査研究を行うほか、新たに策定した区政経営改革推進、協働推進、デジタル化推進の各計画に基づく取組を進めてまいります。

最後に、コロナを克服するための取組でございますが、コロナは感染の終息はいまだ見えず、この先の展開を現時点において予見することは困難でございますが、これまでの取組の継続も含めて、コロナ対策として、年度上半期に必要な経費について予算計上いたしております。ワクチン接種体制について万全を期するほか、発熱外来等設置支援、受診・相談センターの運営、移動式バスによるPCR検査の実施などについて実施いたします。また、これまで実施した医療機関への支援や体制整備を振り返り、医療従事者等への感謝と敬意を表すとともに、今後の感染症対策の在り方を区民とともに考えるシンポジウムを開催いたします。

なお、新たな事態に対しては、引き続き速やかに補正予算を編成し、対応してまいります。

考えでございます。

以上が予算の基本的な考え方と一般会計予算の概要、令和4年度の重点事業でございます。

次に、資料の下段を御覧ください。各特別会計当初予算でございます。

国民健康保険事業会計は、予算規模525億1,110万4,000円、対前年度比2億7,425万円、0.5%の増。介護保険事業会計は、予算規模452億3,694万6,000円、対前年度比13億7,148万3,000円、3.1%の増。後期高齢者医療事業会計は、予算規模149億9,088万7,000円、対前年度比9億3,899万7,000円、6.7%の増となっております。

これで各会計当初予算の説明は終わります。

なお、私からの最後に、当初予算にも関連いたします新たな総合計画等について御説明をいたします。

これまで御説明を申し上げてまいりましたとおり、令和4年度は、昨年区議会の御議決を経て策定した新たな基本構想及び同構想を実現するための具体的な道筋である新総合計画等のスタートの年でございます。同計画につきましては、昨年10月に区議会に計画案を御説明申し上げた後、パブリックコメントや地域説明会の実施などにより、幅広く意見の募集を行ったところでございます。

今般、パブリックコメントの結果などを踏まえ計画を決定いたしましたので、その内容等について、第1回区議会定例会の会期中に御報告できればと存じます。

私からは以上でございます。

大泉理事 ただいまの説明につきまして、何かございますか。——なければ、理事者の方は御退席いただいて結構です。

《令和4年度議会費予算について》

大泉理事 次に、令和4年度議会費予算について、事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 それでは、資料1を御覧ください。令和4年度議会費予算の概要です。

主な増減について御説明いたしますが、査定などで金額の増減がある部分には、右欄のほうに★印をつけておりますので、この部分を主に説明いたします。

なお、令和4年度予算につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、3年度に引き続き執行額を基に予算の査定が行われており、金額が大きく減額されている科目もありますが、事務局で確認したところ、執行には問題ない範囲で見込んでいるところでございます。

令和4年度の予算総額につきましては7億8,068万3,000円、対前年度比97.6%、

1,880万7,000円の減です。予算の内訳については表のとおりです。

初めに、議会費の事業名、区議会の運営、執行項目2、議会及び委員会経費、執行細項目1、旅費は、例年執行残があるため、査定により145万円余の減額をされておりますが、3年度と同額です。

なお、事務局で視察経費について、実施した年の過去5年分の執行額の確認をしておりますが、十分に足りる見込みであります。

続いて、執行細項目3、議長交際費は、3年度は減額査定されておりましたが、コロナ収束後には必要な経費であると見込み、要求どおりの予算となったため、18万円の増です。

続いて、執行細項目4、来客応接は、3年度は瑞草区との友好都市周年記念の夕食会費として単年度経費を見込んでいた分として24万円の減。

続いて、執行細項目5、会議録作成は、部数や単価の増減により減。

続いて、執行細項目6、管理事務費は、区議会補欠選挙の経費として増。

続いて、執行項目3、議会広報費、執行細項目1、議会だよりは、新聞折り込みの部数減に伴い、発行部数が減少する見込みのため減。その下の点字・声の議会だよりについても、事務局で把握している必要数に合わせて作成数の増減をしております。

なお、この項目には、基本条例制定後、条例制定周知予算である議会リーフレット印刷費として13万2,000円を計上しています。

続いて、執行細項目4、議会ホームページは、会派控室の複合機について、機器入替えに伴うリース料、初期設定に係る経費の増、その他議員用パソコンに係る経費などの増や機器入替え後の入札の差額などの減があり、26万円余の減。

続いて、事業名、区議会議員報酬、執行項目1、区議会議員報酬、執行細項目3、共済費は、負担割合減に伴う700万円余の減。

続いて、事務局費の事業名、区議会事務局の運営、執行項目1、区議会事務局運営経費、執行細項目2、特別区事務局長会等分担金は、負担金の増です。

続いて、執行細項目3、管理事務費は、先ほども説明しました瑞草区との友好都市周年記念の経費分の減です。

大泉理事 ただいまの説明について、何かございますか。——それでは、来年度の議会費につきましては説明のとおりですので、御了承願います。

《定例会の提案事項について》

大泉理事 次に、定例会の提案事項について、事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 それでは、資料2を御覧ください。

区長から、条例が7件、契約が3件、規約の変更1件、令和3年度補正予算4件、令和4年度当初予算4件、専決処分の報告5件、以上24件の案件が提出される予定です。除斥対象の案件がないかどうか、明日議案が配付される予定となっておりますので、漏れのないよう各議員で確認をお願いいたします。

大泉理事 ただいまの説明について、何かございますか。——それでは、この件につきましては、明日の議会運営委員会で理事者から説明があります。

なお、除斥についてですが、各自で御確認いただきまして、除斥の対象となる議案があった場合は議長へ申し出ていただきますように、各会派の議員へお伝えください。非交渉会派につきましては、事務局から説明をお願いいたします。

《予算特別委員会について》

(1) 正副委員長の選出について

大泉理事 次に、予算特別委員会についてです。

まず、正副委員長の選出について、事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 資料はございませんが、1月6日の議会運営委員会で、第1回定例会に予算特別委員会を設置し、全議員を構成員とすることを確認しております。

正副委員長の選出については、慣例により、委員長は議長会派から、副委員長を副議長会派から選出しております。これによろしければ、個名を2月9日水曜までに事務局のほうへお知らせいただきたいと思います。

大泉理事 ただいまの説明について、何かございますか。——それでは、正副委員長の選出については説明のとおりといたします。自民党と公明党さんは、個名を2月9日までに事務局にお知らせください。

(2) 会派別質疑持ち時間表（案）について

大泉理事 続いて、会派別質疑持ち時間表（案）について、事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 資料3を御覧ください。

1月6日の議会運営委員会において、予算特別委員会の日程及び質疑持ち時間について御承認いただきました。その後、正理が会派を結成したため、改めて令和4年第1回定例会予算特別委員会の審査方法について（案）を添付しております。

変更箇所は、裏面、(5)、会派別質疑持ち時間の表のうち、連携を1減にしている点、

新たに正理を追加している点です。この変更を反映させ、令和4年予算特別委員会各会派別質疑持ち時間表の案を作成しましたので、御確認のほどお願いいたします。持ち時間は各ブロック議員1人当たり6分、全審査時間のおおむね40%を質疑時間とし、残り60%を答弁時間として計算しております。

大泉理事 ただいまの説明について、何かございますか。——よろしければ、案のと通りの日程で考えてまいります。

(3) 委員の席次について

大泉理事 続いて、委員の席次についてですが、案を作成しておりますので、事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局次長 資料4を御覧ください。会派の枠組みを考慮した上で席次（案）を作成しております。

昨年の決算特別委員会の席次から、連携を6から5に減じ、無維と平和の位置を変更した案です。この内容を基に御協議いただき、枠組みを決め、各会派の個名を2月9日水曜までにお知らせください。提出用の記入用紙は本日配付資料の中に入っております。

なお、非交渉会派については、理事会の協議がまとまり次第、空いている枠で調整の予定です。

大泉理事 ただいまの説明のとおり案を提示させていただきましたが、意見は何かございますか。——それでは、席次については案のとおりとすることよろしいでしょうか。——それでは、案のと通りの席次といたしますので、各会派の個名を2月9日までに事務局にお知らせください。

(4) 資料請求について

大泉理事 続いて、資料請求について、事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局次長 資料5を御覧ください。

1、資料請求に係る日程ですが、受付開始は2月1日火曜午後1時から、締切りは、メール提出は2月8日火曜午前9時を必着とし、紙による提出は2月9日水曜午後1時厳守でお願いいたします。作成の終わられたものから順次御提出いただき、提出が最終日に集中しないよう御協力をお願いいたします。資料の配付日につきましては、2月28日月曜午前9時を予定しております。

2、資料請求書の記載等についてですが、区は現在、BCPを発動し、保健所への応援体制をしくなど、全庁挙げて対応に当たっております。請求内容につきましては十分

精査の上、早期の提出をお願いいたします。資料の請求書は、裏面の見本を参考に作成をお願いいたしたいと思います。

大泉理事 ただいまの説明について、何かございますか。——ただいまの説明のとおり、区では、新型コロナウイルス感染症に対して全庁挙げて対応に当たっております。資料請求につきまして、請求内容の重複がないよう十分精査いただき、内容は具体的かつ明確に記載をお願いいたします。また、対応職員の業務負担等もございますので、請求書の早期提出に御協力をお願いいたします。

《定例会の日程について》

大泉理事 次に、第1回定例会の日程について、事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局次長 資料6を御覧ください。1月6日の議会運営委員会で決定した内容と変更はございませんが、2点確認をさせていただきたいと存じます。

3月11日金曜は、1月6日議運承認のとおり予算特別委員会の予定となっておりますが、当日午前11時前後にシェイクアウト訓練が予定されております。予特と訓練が重なった場合、過去2回これに参加しております。議会として参加する場合は、質疑の途中であると思いますが、11時前後に暫時休憩し、委員会室にいる議員は委員会室で、控室で傍聴している議員は控室で参加することが考えられます。

また、先ほど政策経営部長から説明のあったとおり、新総合計画等6計画に関する説明については、計画に財政計画も盛り込まれており、予算にも関連し、10年前にも例があることから、全議員が委員となっている予算特別委員会で、当初予算の関連報告として各計画の報告を受け、当初予算案と併せて質疑を行うことが考えられます。スケジュールとしては、中日に予定している予算特別委員会の正副委員長互選の後、議場で理事者から各計画内容について説明を受け、3月3日以降の予算特別委員会の中で質疑を行うことが考えられます。

大泉理事 ただいまの説明について、何かございますか。——それでは、シェイクアウト訓練については、予算特別委員会を暫時休憩し訓練に参加することといたしまして、総合計画等6計画については、中日の予算特別委員会正副委員長互選後にまず説明を受け、その後、予特の中で新年度予算案と併せて質疑を行うこととします。

なお、この件については、明日の議会運営委員会に諮ることといたします。

《本会議の会議録署名議員について》

大泉理事 次に、本会議の会議録署名議員について、事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局次長 資料7を御覧ください。第1回定例会の本会議の会議録署名議員は、記載のとおりです。

なお、本会議の日程が追加された場合などは、改めてお知らせいたします。

大泉理事 この件につきましては、よろしくお願いいたします。

《本会議の説明員について》

大泉理事 次に、本会議の説明員について、事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局次長 資料はございませんが、選挙管理委員会委員長に昨年12月22日付で小井みずほ氏が就任しておりますので、本会議に出席することになります。また、予算審査のため、財政課長が入ります。

大泉理事 この件については、よろしくお願いいたします。

《一般質問について》

大泉理事 次に、一般質問について、事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局次長 資料はございませんが、一般質問の通告につきましては、2月1日火曜午後1時から4日金曜午後1時までの受付。1日午後1時の時点で質問希望者が複数いる場合は、くじ引で順番を決めさせていただきます。最終希望者についても同様の扱いとさせていただきます。通告が最終日に集中する傾向がございますので、早めに通告くださるよう御協力をお願いいたします。また、明日の議会運営委員会で各会派の質問予定者数の報告をお願いします。

なお、現在、オミクロン株の流行を受け、区内における感染者数も過去最大となっております。昨年の議運でも諮っておりますが、質問等の事前ヒアリングを受ける場合は、メール送付を含め文書提出を基本とし、対面での会話の機会は極力減らすよう、御協力のほどよろしくお願いいたします。

大泉理事 ただいまの説明について、何かございますか。——なければ、明日の議会運営委員会で各会派の質問予定人数をお知らせください。非交渉会派については、事務局で確認をお願いいたします。本会議では、各会派から御報告いただいた質問予定者数を上回ることはないように、御協力をお願いいたします。また、通告が最終日に集中する傾向がありますので、早めの通告に御協力をお願いいたします。

《発言通告について》

大泉理事 次に、発言通告について、事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局次長 発言通告につきましては、いずれも2日前の午後5時まで。本会議初日、2月9日水曜の発言通告は7日月曜午後5時まで、中日、16日水曜の発言通告は14日月曜午後5時まで、最終日、3月16日水曜の発言通告は14日月曜午後5時までとなります。

大泉理事 ただいまの説明について、何かございますか。——それでは、発言通告の期限については、明日の議会運営委員会で確認し、了承を得ることといたします。

定例会の案件は以上となりますが、新型コロナウイルス感染症対策の件で一言申し上げます。

東京都を含む34都道府県には、政府によるまん延防止等重点措置が発出されています。本定例会は予算特別委員会もあり、長期間にわたります。これまで同様、議会運営においては、感染予防対策を実施するとともに、議員各位におかれましては、感染リスクをできるだけ抑えられますように、いま一度御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、先日LINE WORKSで皆様にお知らせしたとおり、朝、外出の前に自宅で検温して、熱があるというときには外出を控えていただく等のそういった徹底もまた今後必要になってくると思いますので、改めて皆様に御協力をお願いしたいと思います。

《区議会だよりの発行協力依頼について》

大泉理事 次に、区議会だよりの発行協力依頼について、事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 資料8を御覧ください。

区議会だより第260号については、1定の代表質問、一般質問、予算特別委員会の意見開陳の内容を中心に、5月1日の発行を予定しております。質問原稿の提出など、資料2枚目の発行計画（案）に従い進めていく予定ですので、御協力のほどよろしく願いいたします。

大泉理事 この件については、御協力をお願いいたします。

《会議規則、委員会条例及びオンライン会議実施要綱の改正について》

大泉理事 次に、会議規則、委員会条例及びオンライン会議実施要綱の改正について、事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 資料9を御覧ください。先日の議運理事会で協議を開始し、会派意見を伺うことになっていた会議規則、委員会条例、要綱の会派の意見のまとめでございます。

会期については全ての会派で意見はなしでございましたが、共産から、会議の記録方法について、変更の必要性は認めるものの、議長が適当と認める方法はどのようなもの

が想定されるのか、発言の正確さを担保する仕組みの検討、他機関における取組状況の3点について意見が出されております。

裏面を御覧ください。これらの意見に対する参考資料です。主な点を説明いたします。

まず、その他議長が適当と認める方法につきましては、ICレコーダーなどによる録音、ビデオカメラなどによる録画、録音、音声認識システムの導入などが想定されます。

続いて、発言の正確さを担保する仕組みについては、改めて検討する必要があると思いますが、現時点で考えられることは、複数の録音機器により会議中の発言を確実に録音することや、音声データのみでは判別しにくい会議の状況について、委託業者または区職員が把握し、必要に応じて記録に反映する方法、記録の校正を念入りに行うことなどが考えられます。

続いて、他議会等の取組状況については、表のとおりまとめております。当区のように、速記者が会議に同席し、発言を速記法により記録した後、反訳をしている区は、本会議では8区、委員会では4区です。これ以外の区では、速記者を含め委託業者は会議に同席せず、区職員が録音した音声データを基に反訳をしております。そのうち、反訳の方法として音声認識システムを活用している区が幾つかございます。その他、都議会や衆議院においては音声認識システムを活用しております。参議院では映像と音声データから反訳をしています。

次に、連携からは、意見として、オンライン会議実施要綱について、時間差が生じることもあるので注意しておくこと。また会議の記録方法については、速記ができないことがあることは理解ができ、速記によらない記録方法を可能とすることは理解できるが、その取扱いは例外とするべきであり、修正案として第121条にただし書を追加する案が示されました。内容は記載のとおりです。この点について理事会で御協議いただきたいと存じます。

なお、今後ですが、会議規則及び委員会条例は、議案として提出し、議決が必要で、施行日は公布の日からとする予定です。要綱については、議決に合わせて要綱改正の手続を進める予定で、決裁日を施行日とする予定です。

大泉理事 ただいまの説明について、何かございますか。——それでは、順番に確認をさせていただきますと思います。

まず、共産さんからの御意見がありました。事務局からの資料の提示もありましたけれども、御意見に対する回答としては、金子議員、この内容でよろしいでしょうか。

金子理事代理 資料、ありがとうございます。他自治体の取組が分かりましたので、その辺を踏まえて検討したいと思っておりますし、確かに、今こういう感染状況で、第1回定例会

中に間に合わせるということも必要なのかなとも思います。なので、どのように担保されるのかということも含めて、これはいつまでに結論を出せばよろしいですかね。条例改正をしなければならないという必要性は認識しています。なるべく急がなきゃいけないということも分かっています。その辺りはいつまでに結論を出せばよろしいんですかね。

大泉理事 理事の皆様の御了解、御承認がいただければという前提ですけれども、今感染状況がこういう状況にあります。今回の第1回定例会後半には予算特別委員会が控えているという状況にありますので、最短で考えたら、中日あたりに中間議決ということも念頭に置けるのかなと考えているところです。今日の会議を含めて、ここで決め切ることではないとしても、まだ少し時間もありますので、理事の皆様に御承認いただく段階になりましたら、そういったスケジュールで進められるのかなと考えています。

金子理事代理 分かりました。では、今日頂いた資料含めて一度会派に持ち帰って、今大泉理事からお話しいただいた前提も含めて検討させていただきたい。それで回答を持っていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

大泉理事 今前提としましては、特に御意見をいただいたものが会議の記録方法というところになりますので、記録方法についてどういうふうにするかということで、また会派の御意見を調整いただければと思います。

続きまして、連携さんのほうからも改正の修正案が意見として出されましたけれども、どういった理由から、速記法を原則とし、ほかの方法を例外とするのか、その点含めて奥山理事から少し補足をいただければと思います。

奥山理事 まず、改正自体に反対しているというわけではなくて、何らかの改正は必要だろうと思っています。速記法を使える方がいないと、今の規定だと会議を始めることができないということになりかねませんので、それに代わる方法は必要だと思います。

ただし、今回示された修正案ですと、速記法でもよいし議長または委員長が決めたものでもどちらでもよい、並列になっているというふうに読めます。それだとあまりにも改正が急激かなと思っています。それはなぜかという、まさに今日裏ページに書いてくださいました「発言の正確さを担保する仕組み」ということですが、録音しておいて、それを聞き取ればいいではないかという方法も、もしかしたら議長によっては、委員長によっては可能になるのかもしれませんが、今回の修正案の原案ですと。しかし、あまり不規則発言をしてはいけないんですが、そんなことでもなくて、例えば公聴会などがあったとすると、そこで意見がわーっと錯綜して、誰がどの発言なのかが聞き取れないとかいうこともあり得るのではないかと。そういう特別な例を考えておかなければいけない

と思われましたので、原則は速記法によるものにして、そしてそうでないときは、それはあまりにもできませんから、そのときにはこういう特別な場合もやりましょうと。そのときにはもちろん、私たち書いておりませんが、まさにここに書いてくださった「発言の正確さを担保する仕組み」を重々用意しておくということが必要だと考えたところから、今回このような、原則でないときはただし書として、例外として記入するんだということを御提案申し上げている次第です。

大泉理事 災害等の緊急時において例外的に速記法によらないということは御理解いただいているというところでありますけれども、現状では、まずあくまでも例外という形にして、原則を速記法に置きたいと。

もともとの背景としましては、速記法で記録ができるという方自体がこの先確実に減っていくであろうといったところで、今回、オンライン会議の対応ということと併せて委員会条例もというような発想はありましたけれども、今の段階では、連携さんの御意見としては、あくまでも原則は速記という形にとどめておいて、例外で規定をすることですね。その先、現実に速記対応ができないという時期が来たときには、また改めて考えるという御意見ということでしょうかね。

奥山理事 そのとおりです。

大泉理事 では、今の連携さんからの御意見について、理事の皆様、何か御意見があれば伺いたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

島田理事 これは条例とか規則とかですけれども、「記録する」というふうに明記すれば、別に手段を問う必要はないのではないかと。世の中どれだけ技術が進むか分からぬという中で、速記法にこだわる必要もないですし、現に本会議でやっているのは8区だけという状況でもあります。先ほど聞き取れないとかいう話も出ましたけれども、速記者が聞き取れるかといったら、それも同じじゃないかなとも思いますし、手段を明記する必要性がどこまであるのかというのはちょっと疑問かなと思います。

大泉理事 今こういった御意見がありましたけれども、ほかの理事の皆さんからはいかがですか。

岩田理事 内容的に多数決を取るような内容ではないと思うので、できるだけ多くの方で合意できる方法でと思っていますし、少なくとも最低限変えなきゃいけないというところは一致なんだと思うんですが、ほかの状況を見ても、うちとしてはただし書のような限定までしなくてもいいんじゃないかなというのが率直なところです。

大泉理事 今そういった御意見もございました。例えば今日配付された資料ですとか、そういったところを含めて、改めて会派の御意見の中に照らし合わせていただいたとき、

また理事会ではそういった御意見が今多数といたしますか、あったなというところはありませんけれども、その辺を一度また、今日ここで結論をとということでもありませんので、連携さん、一応お持ち帰りいただいて、また改めてというようなことでもよろしいですか。

奥山理事 若干付け加えます。私たちは、記録媒体で取った音声を聞くことと現実の生身の人間でいらっしゃる速記法ができる方、速記者さんが取るものは全く同じであるとは思っていないんです。聞き取れないものは速記者さんでも聞き取れないだろうと言いますけれども、人間の認知力というのもあると思いますし、場内が騒然としたときとかいうことはあるかもしれませんが、あと、こういう言い方はちょっとおかしいかもしれませんが、私たちは当事者なわけですね。発言する者、答弁する者で、速記者さんは立場が全然違って、機械的にといたら、これはおとしめる意味では全然なくて、むしろプロの技術として機械的に聞いたものを聞いたまま書き取るということをしてくださっているわけですから、そういった方がいるほうが望ましい。ただ音声として聞くというのとは違うと思っています。もちろん、これから技術が革新すれば、それこそ音声を全部信号で分けて、これが誰の発言であるとか、多分音楽では今もうそんなことをやっているんでしょうけれども、そういうことに将来的にはなるのかもしれませんが、今現在速記者さんにやっていたている杉並区議会において、それを急に機械に変えるというのはやっぱり飛躍し過ぎだなと思っているのが私たち会派の意見です。

大泉理事 現実には、23区でいえば、実際に委員会では4区だけというような状況があります。ほかの区の対応がどうかということも含めて、会派の皆様にも一度こういった情報をお知らせいただいて、その上でまた御意見をいただければと思います。

そういった意味で整理をさせていただきますけれども、オンラインに関する委員会条例と要綱については、皆さんの合意が得られそうだと理解をしております。また、会議の記録については引き続き協議をするということでもよろしいでしょうか。——それでは、オンラインに関する要綱については、手続を進めていただくよう事務局にお願いいたします。

また、委員会条例については、議員提出議案として提出したいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

岩田理事 議員提出議案ということで、メンバーはどういう想定か、一応、既にあれば。

大泉理事 議員提出議案については、提出者は議会運営委員会の委員全員という形を想定しておりますけれども、そういったことでもよろしいでしょうか。——それでは、この件については、議員提出議案第1号として第1回区議会定例会に提出することといたしま

す。

なお、本会議での提案説明は私が行うということによろしいでしょうか。――

また、この議案の付託先ですけれども、付託省略としてはと思いますけれども、いかがでしょうか。――

この件につきましては、各会派皆様の御協力もあり、思ったよりも意見を早くまとめさせていただきました。

また、コロナウイルスが再拡大しております。この際ですので、1 定の中日にこの件を中間議決してはどうかと思っておりますけれども、この件についてもいかがでしょうか。――それでは、この件については、まず中間議決に間に合うように事務局のほうで準備を進めていただければと思います。

なお、本会議に上程する前にまた議運を開催して諮る必要がありますので、後日改めて招集させていただきたいと思います。

日程は以上となりますけれども、ほかに何かございますでしょうか。――なければ、議会運営委員会理事会を閉会いたします。

(午前 10 時 46 分 閉会)